

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第169号

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市衛生環境研究所事務分掌規則

第1条中「京都市衛生公害研究所」を「京都市衛生環境研究所」に、「次の課」を「管理課（以下「課」という。）」に改め、「管理課」を削る。

第2条第2項中「相談係長」を「疫学情報係長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)